

雜 錄

術語の統一に就て(古賀圓藏) 術語の統一、即ち學術上使用される熟語を一定化することは、恐らく度量衡をメートル法化すること以上に困難な事業であらう。現在使用の術語の基礎はその大部分が歐米の外國語であつて、學者や専門家は外國語その儘にて用を辨じ、邦譯した術語を使用する人は至つて稀である。これは邦譯の適否も勿論原因をなすものであらうが、外國語を使はないと物識りでないやうに想はれ、本人も亦外國語交りで文章も書けば、話もすることを以て一種の誇とすると云ふやうな淺慮に出づる者もあるらしい。併しながら外國語その儘にては専門家でない日本人には通用するものでない。

各種の術語を邦語、多くはこれを漢字に翻譯して誰にも了解し得しむる如くすることは、最も重要な最も困難なる事業であるが、幸に本邦學術界に在りては夙にその必要を認められ、既にこの事業に一步を印してゐるのである。例を工學界に取れば、日本電氣工藝委員會に於て電氣工學術語集を、日本鐵鋼協會に於て製鐵用術語集を、機械學會に於て機械工學術語を撰定し、或は撰定しつつあるが如きである。これ等の撰定術語はこれを一般に普及せしむる目的を有つてゐる筈であるが、その實情は一般に普及されるどころか、電氣界、鐵鋼界、機械界それ自身に於てすら普遍的に使用されてゐないのである。これには種々なる原因もあらうが、斯かる術語の撰定されたことを知らず、或は忘却して外國語を依然として使用し、或は勝手氣儘な譯語を使用すること、撰定術語を不適當として自らよりよき詞なりと信ずる譯語を濫に製造使用すること、等が普及を阻害する主なる原因ではあるまいか。勿論學會の撰定術語を以て完全無缺のものとは信じないが、比較的多數者の賛同の下に決定されたものであるから、それに多少の不満はあつても、術語一定化と云ふ大目的のため、進んでこれを採用するの度量があつて欲しい。一人でも多く撰定術語を採用することは、術語の意義を一定化し、漸次多方面へ擴大普及せしむるの階段となるのである。

論旨が少しく根本に立入り過ぐるやうであるが、基礎教育たる小學校の教科書に於て、學術語が果して適當に使用されてゐるかどうかも疑がある。例へば讀本には「廻轉」としてあるが、一般には「回轉」と「廻轉」とが混用されてゐる。「回」と「廻」の適否は漢學者にお任せするとして、何れか一方に決める方が簡便なること勿論である。而して假に「回轉」を以て是なりとすれば、中學校でも高等學校でもこれをのみ使用するやうにしなければならぬ。然らざれば術語の統一は出来るものでない。

邦人が外國語を學ぶには必ず對譯辭書を使用する。英和、獨和、佛和等の辭書に於て、學術語が適譯されてゐるかどうかと云ふに、遺憾ながら不適當のものがその大部分を占めてゐると斷言し得る。斯の如く不適譯の多き原因は普通一般の辭書は多くは文學者、殊にその子弟の撰定せる翻譯語によれ

るものであるから、多方面多意義なる學術語が亂暴不可解に邦譯されるのは止を得ない所である。例を挙げると、ある獨和辭典に“Stahl härten”を「鋼鐵を鍛へる」とあるが、ある英和辭典には“hardening”を「硬化、硬度」と譯してある。これは單に一例であつて、特に注意して該辭書の缺點を搜したものでなければ、殊更に六ヶ敷外國語の譯語を辭書に求めたのでもないから、辭書全卷に亘つて誤譯、不適譯の如何に多きかを想像する例證となるに過ぎない。斯の如き辭書を用ひ、専門家にあらざる者が、學術的文章の翻譯を行ふとせば、適切優良なる邦譯の出來ないのは正に當然である。

一般に學術的文章と云へば、専門外のものは適當に翻譯し得ないのが現下の狀況である。例へば機械工學の知識なき者に「機關に關する文章」を満足に譯せよと要求しても、それは逆も不可能の要求である。これは邦人が一般に科學的知識に乏しいのも原因であらうが、對譯辭書の不完全が最大至高の原因を作るものと云へる。完全なる對譯辭書があれば、門外漢にても専門文章の意味が比較的明瞭になるのは勿論である。

1. 術語の不統一

本邦に於ける現在の狀況を觀るに、術語ほど異同混淆し錯綜せるものはあるまい。文學的のものであれば如何なる譯語を使はうと、要するに原文の意味が讀者の頭に直線的に注入されるれば、以てその目的を達するが、學術的のものは一概に然うは云へない。また文學的のものは譯述に多少の誤謬があつても大なる缺點とはならないが、術語の誤譯は直に事實の認定を誤まらしむるので、甚大なる影響を與へる。例へば前述の如く“härten”を「鍛へる」と譯しては熱處理によりて金質を硬化せしむる「焼入」の意味は全然なくなつて、異つた加工法を示すことになる。また“hardening”を「硬變」とするが如きは單に「化」の代りに「變」と云ふ字を當嵌めただけで、日本語とも思へないではないか。畢竟譯語の多數を誇る下心であらうが、これでは餘りに馬鹿々々しい感じがする。

一言にして云へば、譯語には未だ何等の統一もなく、勝手氣儘の譯語が學術界を横行活歩してゐる。例へば、hardening を「焼入、健淬、淬硬、硬化……」とせるが如き、それである。そこでこれを統一せんとしてゐるのが、各學會の撰定術語である。術語の撰定は實に喫緊の事項で、各學會とも競つてその事業を或は完成し或は進行せしめつゝある。然るにその撰定術語使用の狀況を觀るに、遺憾ながら充分でないと云へる。例へば本誌の記事の如きも本會撰定の製鐵用語を以て記載してあるとは云へぬ。學會には多方面の人が網羅されてゐるから、この人々が一致して撰定術語を使用するやうになれば、その普及も迅速なるべきであるが、會員の多數は撰定術語の使用を拘束されてゐると云へやう。例へば會社にせよ官廳にせよ独自の慣用語があつて永年その使用に慣らされてゐるから、新語の採用には種々の困難があり、假令採用するとしてもその普及には多數の日子を要する。而も術語は一會社一官廳によりて相違し、それがまた系統によつて區々となつてゐる。陸軍、海軍、鐵道、商工等の各省何れもこの例に漏れぬ。同一事項に對して多數の異つた術語のあるのは甚大なる不便である。従つて術語の統一即ちその單純化、標準化の必要が起る。

2. 學會の撰定術語

各學會が術語撰定に大なる苦心を拂つてゐるのは大に感謝する所であるが、甲學會のものと乙學會のものが相違してゐるのは甚しく遺憾に思ふ。例へば鐵鋼協會にては“Semi-steel”を「鋼性鉄鐵」と譯し、機械學會にてはこれを「半鑄鋼」と譯してゐる如きである。各學會の撰定術語は何等かの手段によつて統一整理の必要があると思ふ。これが爲には各學會から委員を選出してその任に當らしめたならばどうであらうか。一步を進めて云へば、この種の事業は政府の手に於て實施せらるべきもので、何時かは必ず實行すべき事柄であると考へる。しかし差當りての希望は、各學會が術語の撰定をなすに當りては、相互の間に尊敬互讓の大度があつて欲しい。即ち上記の“Semi-steel”に就て云へば、これは明に鐵鋼關係の術語であるから、機械學會に於ては「鋼性鉄鐵」なる譯語の適否を論せずしてこれを採用して貰ひたい。これが第一の希望條件である。

次に術語の撰定には各學會間に充分の連繫を取つて貰ひたい。例へば機械學會に於て“Semi-steel”に對し「半鑄鋼」なる譯語を採用したいと思へば、鐵鋼協會に對して打合をなし、両者が同一術語を採用するやうになれば、現在よりも一層統一された術語が出来る譯である。これが第二の希望條件である。

併し單に學會相互間の連繫によつて術語の統一を圖ることは、云ふべくして行はれ難いことであらうから、實際は適當なる機關に於てこれを實施するより外あるまい。

3. 工業品規格統一調査會

本會に於ては既に幾多の標準規格を決定し、政府に於ては商工省告示を以て發表してゐる。本會には術語委員會があつて、規格にある術語を統一してゐるが、予は同會に於て工業品は勿論、工業全般に亘る術語の選定をなし、辭書様のものを編纂して貰ひたいと思ふ。現在、工業品規格中の術語は各方面に於て相當尊敬せられ、逐次それに則るの氣運が醸成されてゐるから、同會に於て標準術語を發表するやうになれば、術語統一上相當の効果を擧げ得ると信ずる。

また工業の基礎をなす物理、化學方面の術語及一般の學術語に對しても統一整理の必要を感じるけれども、こゝでは單に工業關係にのみ制限して希望を述べたのである。而して統一整理された術語が英和、獨和、佛和等の辭書に採用され、萬人が直に普通の辭書中に信頼すべき譯語を見出し得るやうになつたならば、工業的にも科學的にも、その齎らす利益は到底筆紙に盡し得ないであらう。

金輸出解禁問題に関する日本工業俱樂部會員の意見の内鐵鋼業に関する拔萃 (昭和3年11月 日本工業俱樂部調査報告第九輯)

凡例 近時金輸出解禁問題に對する朝野の論議喧しきものがある。本問題は本邦財政及金融政策上重大事項であるのみならず、其の實施の緩急時期及方法の如何は直ちに製造工業其他の諸産業に至甚の影響を及ぼすべきを以て、本俱樂部に於ても本問題の諸産業に及ぼす影響に關し調査を試むる事の意義あるを認めて、本年10月下旬會員約1,000名に對し次の事項に關する意見の表示を求め、其の回答に基き其の要旨を茲に輯録したるものである。

- (1.) 金輸出解禁の時期及方法に關する意見竝に其理由、 (2.) 金輸出解禁ありたる場合に關係事業の受くべき利害得失及其の程度に付ての見込 (得失の程度は可成數字を以て示され度し)
- (3.) 以上の外金輸出解禁問題に對する意見。

一、本調査は 11 月 20 日迄に到着したる約 100 通の意見書を材料としたるものであつて、之を會員總數 1,000 名に比すれば其 1 割に過ぎない次第であるから、本調査に表れたる意見を以て、直ちに本倶楽部の意見を代表したもの、或は各種産業關係者の多數意見なりと論斷する事は出来ない。

一、「其二」として輯録した金解禁の諸産業に及ぼす影響に關する見込及意見中には、前述の照會に依る回答の外最も影響多かるべしと思料した若干の工業に付、特に調査員を派し親しく其の經營者又は其代表者に就き聴取して獲た事項をも併せて収録した。

其一 金解禁の時期及方法に關する意見

今回會員より向示された意見書を其の主眼とする論點から見て之を次の 3 種に大別する事が出来る。

(1) 即時解禁すべしとするもの、此の意見を抱持する會員の大部分は無條件に即時解禁すべしと爲すのであるが中には解禁と同時に幾つかの事項の實行を必要とするものもある。(此の條件に付ては後に述べる) 尙即行論者中には従前は條件附解禁意見を抱懷して居たが既に有力なる實業團體の解禁決議の爲されたる在り對外爲替に於ても國內の有價證券市場にも其の影響が反映し來つた以上此の儘に推移するときは徒に投機に利用せられ却て財政産業を毒するに至るから、世間が此の狀勢になつた以上 1 日も早く解禁するを可とすと思料するに至つたと述ぶる者もあつた。

(2) 解禁の 1 日も速かならむ事を欲するも即行は不可であつて昭和 4 年中適當の時期を見て實行すべしとするもの、

此種の意見中解禁を適當なりとする時期に付ては亦見解が種々に別れて居る。

(イ) 來年の輸出と輸入との轉換期たる 5、6 月頃を適當とする意見

此意見は正貨の急激なる流出を招く傾向を緩和する爲めに貿易の出超期の初頭を擇ぶを適當とし、且此の時節は我輸出品の大宗たる生絲の端境季に當るを以て、輸出爲替騰貴の不利を一部海外消費者に負擔せしめ得る便宜があり、内地製絲業者は爲替安定により新繭仕入れの危険を輕減するを得べく尙ほ此の時期は爲替銀行の外貨買持最少の時なるを以て爲替回復による損失を免るゝ事を得ると云ふことを高調して居る。

(ロ) 1.2 月中 2.3 月中、4 月中を適當とする意見其の論據は相當の猶豫期間を設くる要あるとの趣旨から強く理由を擧げずに述べられたものもあり、又 3.4 月頃は官公署の會計年度の變り目で國內の最大需要者の諸注文の決定時期であるからと論じた向もあるが、1.2 月を指定した論者は基本工業の原料の大部分を外國から輸入せねばならぬ關係上其の輸入の旺盛期開始月たる 11 月頃に解禁の豫告を爲し其の輸入貨物の代金の支拂期の開始即ち 2 月以前に解禁を實行するを最も有利とす

ると説明せられて居る。

(ハ) 其の他の意見、は外國爲替相場が漸次回復するものと見て對米相場が 48 弗又は 48 1/2 弗になつたとき猶豫なく解禁すべしとし、又之と同時に對支問題の解決を条件とすべしとの主張もあつた。

此の非即行解禁意見の過半は皆解禁前に相當の期間を置いて解禁の時期を公に周知せしめ以て急激なる爲替の變動其他解禁の影響に因り内地の商工業が打撃を受けぬ様豫め準備を爲さしむる必要在りと唱へて居るが、正反對に豫告及之に類する發表は之を避けざる可からずと爲す者も一、二あつた。

尙非即行解禁意見の多數は解禁前に政府に於て施設を要する事項を条件として擧げて居るが之に就ては後段で一括して述べる。唯だ一つの特に茲に掲げて置く必要あるのは明年 5 月頃貿易の轉換期に解禁すべしとの論者中解禁の方法として「条件附」を希望すとの主張である。論者は解禁の方法を二段に別ち第一段には該年度内に拂下ぐべき金に一定の限度を設け、特に必要なる方面例へば輸出工業に對する原料及機械或は生活必需品の輸入に對しては優先的に拂下の許可を與へ、且つ内地に於ては金貨の流通を一切防止する爲、成る可く金地金を拂下ぐる事にすれば、金本位制の基礎を危からしめず、且一は爲替回復の不利に遇ふ輸出工業に多少なりとも後援を與ふる事となるであらう、而して以上第一段の解禁の實績を見た上で無条件の解禁に移るを穩當なりと述べて居る。

(3.) 解禁を尙早なりとするもの 其の代表的の主張は金を解禁して金本位の常道に復するは素より希望する處なりと雖其の時期は國際貸借改善せられ(對外支拂超過額が年額 5,—6,000 萬圓以内に減少する事が確實になりたる時との意見もある)對外爲替相場が自然に堅實なる回復を示し財界及事業界に對する影響最も輕微なる時期を選びて之を實行すべしとするに在つて、之と同時に英米の金利が本邦の夫れよりも下廻りするに至りたる事、日銀の特別融通の回收進捗して中央銀行の統制力の回復せられたる事、物價の下落が國際平準に近くなりたる事等の事態をも解禁の前提条件として擧げられたる向もある。

本調査に於ては解禁の時期を昭和 5 年下半期以後、2, 3 年、3 箇年後、昭和 8 年度中適當の時期例之同年 7 月 1 日よりと主張せられた意見各一をも尙早論中に分類した、何となれば論者の所見に依れば其の頃になれば今日の狀勢より推して輸出入は略均衡を得、貿易外の受取勘定は全く我に有利となり、自然爲替もミントバーに近く回復するに至るべしと爲すが、其頃の商工業の狀態は解禁に依る影響最も輕微なるに至るであらうとの前提の下に其の時期を指示せられたと信ぜられ、からである。

尙解禁は可なりその意見の表示はあるものゝ其の時期は斷言し得ずと云ひ、唯爲替が平價に接近し物價が内地産業の打撃を受けざる程度に下落したる際に於て輸出季節に實行すべしと爲したる意見も其の趣旨が寧ろ尙早論者と一致する様に思はれたので此の分類の内に數へた。

尙將來解禁を適當とする時期の到來したる際豫告の必要ありや否やに付ては、非即行解禁意見者の場合と同様豫告を必要とする者が多く中には特に之を非なりとするものも少數存する。

本俱樂部員の回答中以上の三説が如何様に分布せられて居るかは次の表にて之を示す、唯注意を要するは俱樂部の會員約 1,000 名中 1 割に足らざる意見の表示であるが故に、直ちに之を以て本俱樂部會員全部の意見を代表するものと見る事は不穩當であらう、然しながら此の少數の意見中に在りても主として商業方面の關係者には即行論最も多く、非即行解禁論之に次ぎ、之に反して工業及鑛業に主として携はる者には尙早論最も多く非即行解禁論之に次ぎ商工の各方面に汎く關係ある會員は其の中間に非即行解禁論者多く即行論及尙早論が略相半ばする結果を示した點は注目し値すると思はれる。
(以下省略)

金解禁に對する會員意見の種別一覽

専ら又は主として經營する事業の種類	即時解禁すべしとするもの	一定の條件の下に速に解禁すべしとする者				計	解禁反對尙早意見又は之と同趣旨と認めらるる者
		昭和 4 年 1 2. 3. 4 月中を可とするもの	同年 5. 6. 7 月又は貿易轉換期を可とするもの	期限を明示せざるもの	對米爲替 48 弗又は 48 弗 50 仙になりたる時を可とするもの		
1. 商業關係者	13	4	3	4	—	11	4
内 譯	銀行	5	1	—	—	1	1
	保險	2	1	—	—	1	—
	信託	1	—	1	—	1	—
	證券買賣	1	—	—	—	—	—
	海外投資	2	—	—	—	—	1
	貿易	2	1	2	3	—	6
鐵道	—	—	—	1	—	1	—
海運	—	1	—	—	—	1	2
2. 工業及鑛業關係者	11	8	6	1	3	18	21
内	生絲及絹紡	2	—	—	—	—	1
	綿業	1	1	1	—	2	3
	毛絲紡織	—	2	1	—	3	—
	電機	—	—	—	—	—	2
	機械	1	—	—	—	—	1
	製紙	3	—	—	—	—	1
	窯業	2	1	—	—	—	1
	其他化學工業	—	2	—	—	2	4
	製糖	—	1	1	—	—	2
	飲食物製造	1	—	—	—	—	—
	茶、林業、樟腦	—	—	—	—	—	—
電氣	1	1	—	—	—	1	

譯	石	油	1	—	—	1	1	2	—
	石	炭	—	—	1	—	—	1	1
	金	屬製煉	—	—	2	—	—	2	5
3. 多數商工業關係者			2	3	1	—	—	4	3
總計			26	15	10	5	3	33	28

- 備考 1. 本表は回答總數 99 通中意見の明示なきもの 12 通を除きたる 87 通に付調査したるものなり。
2. 條件附解禁意見中には解禁の期日を豫告するを可とするもの 16、其の豫告を否なりとするもの 2 有り。
3. 銀行業者の即行論 5 名中の 3 名は「理想としては即行を可とし、次善の策としては本年の貿易轉換期を超えざる適當の期日を定め即時公示するを可とす」との意見なり。
4. 貿易業者及化學工業者の來年の貿易轉換期を適當の時期なりとするも解禁意見中には其の方法に付ても第 1 段程に於ては該年度内に拂下ぐべき金に一定の限度を設け輸出工業に必要な原料品及機械又は生活必需品に對して優先拂下の許可を與へ其の實績を見たる上無條件解禁に移るを可とするの意見各 1 を含む。

其二 金解禁の産業に及ぼす影響に關する意見

本節には金解禁が各産業に如何なる影響を及ぼすべきかの豫測に付會員よりの回答を収録したるものである、此編纂に就ては編纂者は何等自己の意見に依り取捨按配する事無しに回答の儘を、然も可成原文の儘唯業態の異同に依り類別して掲載した、從て同一業者の内にも觀測を異にするものありて甲論と乙論と一致せぬものあるは當然の事に過ぎぬ。

(以下鐵鋼に直接關係せぬものを省略す)。

乙、工業及鑛業 (中略)

6. 造船業 甲意見 金解禁の實施は造船業に於ける原鐵の輸入を有利とすれど他方製品の販賣を不利にすると云ふ兩方面の影響あるべし、兩者比較考量するに

(イ) 當社に於ては其使用する鐵材に内國產(八幡製鐵所)のものと外國產のものとあり、此後者は爲替關係の影響を受く、主とし米國から銑鐵 (Pig Iron) 及屑鐵 (Scrap) を輸入す、輸入數量 1 箇月約 1 萬噸 (年 12 萬噸) 其價格 1 噸當り 45 圓であるが、今金輸出解禁に依りて圓の對外價值が 5 歩乃至 6 歩騰貴するものとすれば 1 噸當り少くとも 2 圓 50 錢位安價となり、其れだけ有利に鐵材を輸入する事が出来るであらう。從て 1 箇月間には 2 萬 5,000 圓、1 年間には大凡 30 萬圓を利する計算となる。

(ロ) 是に反して製品販賣に於ては不利の影響を免れざるべし 當社に於ける主要製品たる薄板は現在平均 1 噸當 195, 6 圓見當であるが金輸出解禁の結果は外國品の競争の爲め 1 噸約 10 圓の低落を見る事となるべく年産額 15 萬噸位の會社では 1 年間に 150 萬圓の損失を蒙ることとなり、是に厚板等を加算する時は優に 250 萬圓以上にも達するならん。

之を要するに前記二者の差額 即ち年 30 萬圓の利得を年 250 萬圓の損失額から差引きたる 220 萬

圓が當社の現實に蒙る 1 年間の不利益なるなり、此の不利益の出所は、圓價の騰貴率（假りに 5 歩と見て）は輸入と販賣の兩方面に均等に影響すべきも、然も輸入品たる原鐵は單價安く 1 噸 45 圓位なるに、製品は單價高く、1 噸 195—6 圓見當なる爲、前者に於ける利得 2 圓 50 錢、後者の損失 10 圓にて其差額 7 圓 50 錢が結局に於ける 1 噸當りの損失額たるなり、220 萬圓は此の集積と見るを得べし（註 以下七、八略）

9. 窯業の内

乙、意見（坩堝 耐火用器製造業） 坩堝耐火用器類の製造販賣業に於ては金解禁の結果、當分幾分の不況は免れ難きも輸入原料低下して又遣り良くなる點もあり。要するに利割得失相半するものならん。

丙、意見（耐火煉瓦製造業） 鐵鋼業者を相手とする耐火煉瓦製造業にありては解禁に依り勿論不利を招來す、其の不利を數字的に知ることは甚だ困難なるも、凡そ 5 歩乃至 1 割位迄の打撃は免れざるべし（註以下省略）

15. 石炭鑛業 甲意見 材料其他の購入品にて年額約 10 萬圓を輕減し得る見込。採掘炭販賣上値下り年額約 10 萬圓の見込、故に解禁により影響なき見込。

17. 金屬製鍊業の内

丙、意見（金、銀、銅製鍊業） 金、銀、銅に就て解禁の影響を記せば次の如し。

金、銀、銅の市價は何れも爲替相場と密接なる關係を有するを以て解禁に依り爲替恢復の結果其市價は著しく暴落すべく之に依り蒙るべき影響次の如し。

（イ）生産額に對する影響 金の内地取引は正金銀行の米貨拂下げ値段を標準とするを以て同行日米爲替建値 46 弗 $\frac{3}{4}$ とし其金拂下價格を算出する時は 1 匁 5 圓 35 錢 8 厘となる。然るに解禁の結果同行健値 49 弗 $\frac{7}{8}$ に恢復するとせば其拂下價格は 5 圓 2 錢 2 厘となり 33 錢 6 厘の値下りとなるべし、而して本邦 1 ヶ年の金産額を 3,600 貫（朝鮮を含む）とすれば其合計値下り額は 1 ヶ年 1,209,600 圓となるべし。

次に銀塊に就て見るに本邦産出の 75% は上海へ輸出せられ殘餘は内地市場に於て販賣せらる其取引は何れも倫敦銀塊相場を標準とするを以て是れ亦金と同様爲替恢復の影響を受くべし、今最近倫敦銀塊相場を 26 片 $\frac{1}{2}$ とし爲替相場を 7 志 11 片 $\frac{3}{8}$ とすれば銀塊 1 貫匁の市價 148 圓 15 錢 9 厘となるも解禁の結果爲替 2 志 0 片 $\frac{1}{2}$ に恢復するとせば 141 圓 33 錢 9 厘となり差額 6 圓 82 錢の値下りとなるべし、而して本邦 1 ヶ年の銀産額は大約 3 萬 7,000 貫なるを以て 1 ヶ年合計 252,340 圓の收入減となるべし。

銅は米銅輸入採算點を標準とし取引せらるるを以て之亦爲替相場の恢復に依る影響を蒙る事必然にして今現在紐育に於ける銅市價（1 lb 16 仙）を基礎とし日米爲替 46 弗 $\frac{3}{4}$ と 49 弗 $\frac{7}{8}$ との場合に於ける内地市價の値下りを見るに 100kg に付 5 圓となり 1 ヶ年の銅産額 6 萬 4,700 匁に對し

3,235,000 圓の差を生ずるに至るべし。

以上に依り解禁の結果金、銀、銅市價の低落に依る収入減を合計するときは1ヶ年 4,696,940 圓となり本邦金屬鑛業界として甚大なる影響を蒙るものなりとす。

(ロ) ストックに對する影響 次にストックに就て見るに製品としては金銀に於ては殆んどストックを有せざるも銅に於ては常時約 3,000 吨を有す、半製品及貯藏鑛石は平時ストックとして1ヶ月製産高の3倍(即ち年産額の1/4)と推定し得べし今之等ストックが解禁に依り即時蒙る値下り額を前項の場合に於けると同様爲替計算に依り算出すれば次の如し。

金半製品及貯藏鑛石	302,400圓
銀 同 上	63,085
銅 製 品	150,000
同半製品及貯藏鑛石	808,750
合 計	1,324,235

即ち左記 1,324,235 圓は當業者とし即時蒙るべき損害なりとす。

解禁後の業界推移豫想

最近米國に於ける銅市價は需要の増加に對しストック著しく減少せるため 1lb 16 仙を唱へ居るも以上は實に 1923 年以來の高値にして一時的の現象と云ふべく過去 3 ヶ年間の平均市價は 13 仙 586 なれば之を標準とし爲替恢復後に於ける輸入採算を試むる時は 100 kg 75 圓(100 斤 45 圓)となり内地相場は其れ以下を往來すべきものなれば從て採算不引合のものを生ずることとなり自ら産額の減少を來すと共に他面輸入銅の増加を見るに至るべし。

金銀に於ては三、四の大金山を除きては何れも小規模の經營なるを以て第一項記載の如く其市價金に於て 1 匁 33 錢餘、銀に於て 1 貫匁 6 圓 80 錢の低落を見るに於ては直ちに收支計算上大なる影響を蒙るべし從て其産額は相當減少するを免れざるべしと思惟す。(註中略)

戊、意見(製鐵鋼業) 外國品の輸入を助長し爲めに内地生産業者は之れと競争上其製品の價格を著しく引下げの必要に迫られ一方生産費の主要部分職工賃金の如きは急に遞下すべき見込なきが故に生産費は其割合に遞減せざるべし。

單に以上の事實より見るも内地生産業者は其經營非常に困難に陥り内地産業をして一層萎靡せしむるに至らん。

己、意見(製鐵製鋼) 鐵及鋼の輸入大に増進すると共に内地の製鐵、製鋼の事業は目下計劃中の擴張工事も大半中止を餘儀無くさるゝに至る可し、而して目下年間 80 萬吨の鋼材輸入の如きは更に 80 萬吨位の増加をなし價格に於て 1 億圓内外の輸入を今日以上に増加する惧あり、事業會社として目下の解禁問題にて爲替相場が思惑的騰貴を來せし以前即ち今月 20 日以前の爲替相場のバーになりたる場合(解禁に依り)と比較すれば棒鋼 1 吨に付 6—7 圓今日以上に値下りになりたる外國品の輸入に對抗すべきことになり折角復興の緒に就かんとせし斯業は茲に再び深甚の打撃を受くるに至る可し。

庚、意見(製鐵及製鋼業) 金輸出解禁即時斷行の場合關係事業の受く可き損失額推定次の通り。

金解禁の場合爲替相場の鋼材並に鉄鐵値段に及ぼす損失額調

爲替差額 毎吨に對し @ ¥ 4.49

丸鋼 採算基礎 (海外品輸入相場 @ L7—15—0 cif Japan Per Long ton Exchange: 事前 @ 1/11

一金解禁の場 Specie Export point @ 210 3/8 と見て全國產出豫定高 1 ケ年分 323,000 吨

@ ¥ 4.49 損失額 ¥ 1,450,270

銑鐵 爲替差額 毎吨に對し @ ¥ 3.45

採算基礎 海外品(印度)相場 @ 43.50 Fob Calcutta per Long ton Exchange rate: は事

前 @ 125 金解禁の場合 @ 136

全國產出豫定高 1 ケ年分 800,000 吨 @ ¥ 3.45 損失額 ¥ 2,760,000

辛、意見 (製鐵製鋼)

(1.) 内地の鐵鋼の產額は未だ需要を充たすに足らず過去 10 數年間多きは 1 ケ年百數十萬吨尠なくも數十萬吨の輸入を仰ぎ來れり、然れ共内地の生産高は近來連年著數増加し來昭和 4 年度に於ては銑鐵 150 萬吨、鋼 215 萬吨の生産を見るべく各品種に付て區分すれば過不足は免れ得ざるも大體に於て略需要に近き數量に達すべく現状に於て進まば最近數年中に自給自足の域に到達し得べしと信ず。

(2.) 現在の市價は或ものには多少の利益あるも平均に計算する時は固定資産の銷却借入金の利子投下資本に對する配當を正確に計算する時は何れも大なる損失たるを免かれず、然れども是等の計算を除外し單に原料、勞銀、燃料等直接生産費のみを對照する時は若干の利益あり、故に各生産業者は事情の許す限り極力生産を増加し生産費の引下げを行ひ之れに依りて利益の増加を勉めつゝあり、是近來連年生産高の著數増加を爲したる主たる原因なり。

(3.) 現在の市價が前項の通り直接生産費のみに對照する時は多少の利益あるは圓價が英貨又は米貨に比し大に下位に在るが爲めなり。

(4.) 内地鐵鋼の市價は輸入品價格に隨ひ變動するものなり。

(5.) 金解禁を即行するものとし解禁直前の爲替率を英貨 1 志 10 片 7/8 とし解禁後 2 志 0 片 3/8 となることを豫想する時は昭和 4 年度は鋼の市價に於て約 1,250 萬圓、銑鐵に於て約 370 萬圓の損失を生ずる計算となる (詳細の計算は鐵鋼協議會の調査書を参照せられたし) 但し原料品中外國より輸入せらるゝ鐵屑及銑鐵も輸入製品と同一の爲替相場に依りて市價低落すべきを以て其差額約 460 萬圓を差引く時は昭和 4 年度生産の銑鋼が受くる損害は約 1,200 萬圓となる。

(6.) 前項 4 年度生産高以外に國內に於ける手持品數量は銑鋼共に大略 3 ケ月分の需要高と見て大差なかるべきを以て其數量は銑 40 萬吨、鋼 50 萬吨となるべし、之に前項同様爲替差損を計算する時は約 400 萬圓となる。

(7.) 昭和 5 年度に於ける生産高は 4 年度に比し若干の増加あるべき見込なるを以て損害高は 4 年度より若干増加すべきは自明のことなり。

(8.) 鐵鋼業の現状は第 2 項、第 3 項に記載されたる如き事情の下に辛うじて生産を持続し活路を求めつゝあり、故に此際俄に金解禁を行ひ市價低落せば非常なる苦境に陥るべきは當然なり。前記の次第に付き金解禁が即行せられなば我鐵鋼業は殆ど致命的傷痕を受くるものなるべし、然るに若し 4—5 年間現状の儘推移し他に意外の事件突發せずとせば生産高は逐年増加し生産費は尙ほ 1 匁に付き數圓の引下げを行ひ得べきを以て其時に至り解禁を行はるれば致命的打撃を免れ得べし。

18. 金屬加工業の内

戊、意見 (鋼材製造業) 某社は鋼管作業を爲すも然も比較的高級品たる管を製造し、其の餘物を以て比較的下級品なるアングル、チャンネル等を製造する爲外國品の競争を受くること割合に尠少にして、他會社の如く専ら國際的競争に曝さるゝ鐵棒、鐵板等を製するものに比すれば金解禁の惡影響を蒙ること少し。

元來鐵鋼は輸入關稅の外に、奨勵金として應當り 6 圓位支給されつゝあるが、金解禁の結果は、此の 6 圓がけし飛んで全然奨勵金を支給されざると同様の立場に至るものなり。

本社としては解禁を即行して不利なる影響割合に少し。

巳、意見 (イ)金利の昂騰 (ロ)外國品との競争困難 (ハ)折角恢復期に向へる事業を阻止す。

金解禁問題に對し鐵鋼協議會より提出意見

金輸出解禁の製鐵鋼業に及ぼす影響に就て、金輸出解禁の影響は事業の種類により各其程度を異にすべきも、其製品が直に輸入品と競争の立場にある製鐵鋼業の如き、就中打撃の大なるものゝ一たるは察するに難からず候、過去數年絶えず低廉なる輸入品の脅威を受け、其の經營に多大の困難を餘儀なくせられたるは、衆知の事實に候、幸に當局の保護奨勵と當業者不斷の努力とにより、最近漸次生産費の遞減を見、偶々海外鐵市場の強調と相俟つて今や正に收支の平衡に達せんと致居候。

此の際、若し假りに相當の時日を以てせば遠からず國産品を以て内地の需要を充し、輸入超過の一大素因を除きて國際貸借の改善に資し、斯業の基礎を將來に確立し得ることは深く信じて疑はざる所に候、然るに今卒然として金解禁の實施を見んか爲替の昂騰は直にそれ丈け鐵鋼材の輸入を容易ならしめ、價格の低落は到底免れざる所と存候、今其の損失額を想定するに第一表に示すが如く、應當り平均 5 圓を下ることなく、昭和三年度に於ける生産鋼材 153 萬噸、銑鐵 139 萬噸に對し製鐵鋼業者の蒙る損失見込額合計は 1,220 萬圓に達し、昭和四年は更に鋼材 62 萬餘匁、銑鐵約 12 萬噸の増産豫想なるを以て、第二表の如く同じく損失見込額合計は 1,630 萬圓を下らず候。故に精確を期し製鋼原料として使用する銑鐵、屑鐵の値下りによる利益を差引くも、結局昭和三年度に於て 870 萬圓餘、昭和四年度に於て 1,160 萬圓餘の全損失を免かれざるは第一、第二表の示す處に候。

尙金解禁に對し適當なる對策の實施を伴ずして其の即行を見んか、拮据十年、漸く復活の機運に向ひたる斯業は茲に一大頓挫を來し、經營の前途寔に憂慮に耐へざる次第と思料致候。就ては別紙その影響調査第一、第二表御參考迄に申達仕候 敬具

昭和三年十一月

昭和3年八幡製鐵所銑鋼生産高表(麗)

月	銑 鐵			鋼 塊			鋼 材		
	生産高	前月比較	一月以降累計	生産高	前月比較	一月以降累計	生産高	前月比較	一月以降累計
9	68,323	-3,519	625,325	77,881	-2,754	797,054	60,582	-1,534	651,909
10	70,052	+1,729	695,377	97,572	+19,691	894,626	74,424	+13,842	726,333
11	68,927	-1,225	764,204	96,311	-1,261	990,937	78,023	+3,599	804,356

昭和3年11月中外國銑輸入高

輸出國\輸入港	横濱	神戸	大阪	門司	其他	計	一月以降累計
印度	9,114	4,977	4,954	3,510	721	23,276	283,872
英國	154	338	102	—	—	594	8,361
獨逸	—	—	—	—	—	—	4,420
佛國	—	—	—	—	—	—	179
白耳義	—	—	—	—	—	—	867
米國	1,024	4,269	—	—	—	5,293	14,073
和蘭	—	—	—	—	—	—	101
瑞典	65	—	—	202	—	267	1,709
計	10,357	9,584	5,056	3,712	721	29,430	313,582

備考 大藏省主税局調査の數字は單位擔なるを以て1擔0.06048 吨の割合にて換算したり。

